

様式第1号の1

農地法第3条の規定による許可申請書

令和 年 月 日

宇治市農業委員会会長あて

譲渡人 関西 一郎

譲受人 株式会社 京都ファーム

代表取締役 京都 府太郎

下記農地（採草放牧地）について、所有権を移転したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。

記

1 当事者の氏名等（国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。）

当事者	氏名	年齢	職業	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者
						在留資格又は特別永住者
譲渡人	関西 一郎	85	農業	宇治市 町 1番地		
譲受人	株式会社京都ファーム 代表取締役 京都 府太郎		農業・製造業	宇治市 町 20番地	日本	在留ノ特別

2 許可を受けようとする土地の所在等

所在・地番	地目		面積 (㎡)	対価、賃料等の額 (円)		所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
	登記簿	現況			[10a当たりの額]	権利の種類、内容	権利者の氏名(名称)
伊勢田町 100番	田	田	1,485	675万	454万5千	賃借権	京都 府太郎
伊勢田町 101番	田	田	1,485	675万	454万5千	賃借権	京都 府太郎

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

譲渡人の事由 高齢になり耕作が困難となってきたため、経営規模を縮小したい。

譲受人の事由 営農規模の拡大を検討していたところ、関西一郎さんから話があり、検討した結果、条件も良く、

購入することにした。

4 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

時期 令和 年 月 日 契約期間

対価 総額 13,500,000 円 3.3㎡当り 15,000 円

5 権利を設定、移転しようとする者及びその世帯員が現に所有し、又は使用収益権を有する農地及び採草放牧地の面積、並びにこれらの者が権原に基づき、現に耕作又は養畜の事業に供している農地及び採草放牧地の面積

	譲受人					
	所有地			借入地		経営地 + (m ²)
	自作地 (m ²)	貸付地 (m ²)	その他 (m ²)	現に耕作中の 土地 (m ²)	その他 (m ²)	
田	9,000			1,500		10,500
畑	1,000					1,000
樹園地						
計	10,000			1,500		11,500
採草放牧地						
山林その他						

6 権利を取得しようとする者又はその世帯員（構成員）が、その耕作又は養畜の事業に従事している状況及びその労働力以外の労働力に依存している状況（法人にあってはその法人のその耕作又は養畜の事業に係る労働力の状況）

	氏名	年齢	権利取得者 との続柄	職業	年間農作業 従事日数	備考
世帯員等 (構成員)	京都 府太郎	65	代表取締役		0	
	宇治 市郎	60	常務取締役		200	
	平安 次郎	50	取締役		200	
	山城 三郎	50	取締役		90	
常雇						
季節雇・臨時雇		年間延日数				日

7 権利を取得しようとする者及びその世帯員の農機具及び家畜の保有状況

種類	農機具							家畜		
	農業用 自動車	耕うん機	トラクタ ー	田植え機	コンバイン	乾燥機	耙耨り機			
数量	3	2	1	2	1	1	1			

8 周辺地域との関係等

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼす影響を記載して下さい。（例えば、集落営農や担い手への集積等の取組への支障、農薬の使用法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載して下さい。）

従来通りの水稻栽培を行う予定であり、地域の水利調整に参加し、地域の取り決めに従って支障が出ないよう耕作を行います。また、農薬の使用法等について、地域の防除基準に従います。

農地法第3条の規定による許可申請書

令和 年 月 日

宇治市農業委員会会長あて

譲渡人

譲受人

下記農地(採草放牧地)について.....を.....したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。

記

1 当事者の氏名等(国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。)

当事者	氏名	年齢	職業	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者
						在留/特別
譲渡人						
譲受人						在留/特別

2 許可を受けようとする土地の所在等

所在・地番	地目		面積 (㎡)	対価、賃料等の額 (円)	〔10a当たりの額〕	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
	登記簿	現況				権利の種類、内容	権利者の氏名(名称)

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

譲渡人の事由.....

譲受人の事由.....

4 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

時期 令和 年 月 日 契約期間
対価 総額 3.3㎡当り

5 権利を設定、移転しようとする者及びその世帯員が現に所有し、又は使用収益権を有する農地及び採草放牧地の面積、並びにこれらの者が権原に基づき、現に耕作又は養畜の事業に供している農地及び採草放牧地の面積

	譲受人					
	所有地			借入地		経営地 + (m ²)
	自作地 (m ²)	貸付地 (m ²)	その他 (m ²)	現に耕作中の 土地 (m ²)	その他 (m ²)	
田						
畑						
樹園地						
計						
採草放牧地						
山林その他						

6 権利を取得しようとする者又はその世帯員（構成員）が、その耕作又は養畜の事業に従事している状況及びその労働力以外の労働力に依存している状況（法人にあってはその法人のその耕作又は養畜の事業に係る労働力の状況）

	氏名	年齢	権利取得者 との続柄	職業	年間農作業 従事日数	備考
世帯員等 (構成員)						
常雇						
季節雇・臨時雇		年間延日数				日

7 権利を取得しようとする者及びその世帯員の農機具及び家畜の保有状況

種類	農機具						家畜		
	農業用 自動車	耕うん機	トラクター						
数量									

8 周辺地域との関係等

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼす影響を記載して下さい。（例えば、集落営農や担い手への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載して下さい。）

（例）権利移転前の営農を引き継ぐ（周囲と同等の農業を行う）ため周辺農地への支障はない

農地所有適格法人が農地法第3条の規定により許可申請する場合の追加記載書

権利を取得しようとする者が、農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人である場合は、以下も記載してください。

< 農地法第2条第3項第1号関係 >

1 - 1 事業の種類

区分	農業		左記農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現在（実績又は見込み）	水稲、大豆	農産物加工・販売	
権利取得後（予定）	同上	同上	

1 - 2 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
3年前（実績）		
2年前（実績）		
1年前（実績）	水稲、大豆 100万円	
申請日の属する年（実績又は見込み）	水稲、大豆 150万円	
2年目（見込み）	水稲、大豆 200万円	
3年目（見込み）	水稲、大豆 200万円	

< 農地法第2条第3項第2号関係 >

2 構成員全ての状況

(1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等）

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
					農地等の提供面積(m ²)		農業への年間従事日数		農作業委託の内容
					権利の種類	面積	直近実績	見込み	
京都 府太郎	〇〇町〇〇1番地	日本		50株			270	270	
宇治 市郎	〇〇町〇〇2番地	日本		15株			270	270	
平安 次郎	〇〇町〇〇3番地	中国	在留	10株			270	270	
山城 三郎	〇〇町〇〇4番地	日本		5株			270	270	

議決権の数の合計

80株

農業関係者の議決権の割合

80%

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 270日

(2) 農業関係者以外の者（(1)以外の者）

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数
株式会社近畿食品 代表取締役 近畿 一郎	〇〇町〇〇4番地	日本		20株

議決権の数の合計

20株

農業関係者以外の者の議決権の割合

20%

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

<農地法第2条第3項第3号及び第4号関係>

3 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み
京都 府太郎	〇〇町〇〇1番地	日本		代表取締役	270	270	なし	なし
宇治 市郎	〇〇町〇〇2番地	日本		常務取締役	270	270	270	270
平安 次郎	〇〇町〇〇3番地	中国	在留	取締役	270	270	270	270
山城 三郎	〇〇町〇〇4番地	日本		取締役	90	90	90	90

4 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事状況	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み
古都 四郎	〇〇町〇〇5番地	日本		従業員	330	330	330	330

(4については、3の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。)

農地所有適格法人が農地法第3条の規定により許可申請する場合の追加記載書

権利を取得しようとする者が、農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人である場合は、以下も記載してください。

< 農地法第2条第3項第1号関係 >

1 - 1 事業の種類

区分	農業		左記農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現在（実績又は見込み）			
権利取得後（予定）			

1 - 2 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
3年前（実績）		
2年前（実績）		
1年前（実績）		
申請日の属する年（実績又は見込み）		
2年目（見込み）		
3年目（見込み）		

< 農地法第2条第3項第2号関係 >

2 構成員全ての状況

(1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等）

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
					農地等の提供面積(m ²)		農業への年間従事日数		農作業委託の内容
					権利の種類	面積	直近実績	見込み	

議決権の数の合計

農業関係者の議決権の割合

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数：

(2) 農業関係者以外の者（(1)以外の者）

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数

議決権の数の合計

農業関係者以外の者の議決権の割合

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

<農地法第2条第3項第3号及び第4号関係>

3 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み

4 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事状況	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み

(4については、3の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。)

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。
 - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
 - ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - エ 農業生産に必要な資材の製造
 - オ 農作業の受託
 - カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給
 - (2) 農業と併せ行う林業
 - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

- 2 「1 - 1 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。

- 3 「1 - 2 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。
「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載し(実績のない場合には空欄)、「申請日の属する年」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。

- 4 「2(1)農業関係者」には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。
複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

- 5 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「2(1)農業関係者」の「農地等の提供面積(m²)」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

- 6 2の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等並びに3の国籍等並びに4の国籍等の各欄については、所有権を移転する場合のみ記載してください(ただし、2の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。)
国籍等は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等(日本国籍の場合は、「日本」)を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国(内国法人の場合は、「日本」)を記載してください。